

**日向市地域公共交通計画作成業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律 59 号。以下「法」という。）第 5 条 1 項の規定に基づく「日向市地域公共交通計画」を作成することを目的とする。

2 業務内容

- (1) 業務名 : 日向市地域公共交通計画作成業務委託
- (2) 履行場所: 日向市
- (3) 業務内容: 別添「日向市地域公共交通計画作成業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間: 契約締結後から令和 5 年 3 月 17 日まで
- (5) 事業費 : 7, 9 2 0, 0 0 0 円以下（消費税及び地方消費税含む）

3 提案者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公募開始日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 57 年日向市告示第 34 号）第 10 条及び市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成 29 年日向市告示第 61 号）第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）第 10 条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）第 8 条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) 令和 4 年度日向市建設業者等有資格業者名簿に登録されている者で、「建設コンサルタント」の業種に登録されていること。
- (9) 九州管内に本店・支店又は営業所を有していること。

(10) 過去5年間（平成29～令和3年度）において、法第5条に規定する「地域公共交通計画」又はそれに類する交通計画の作成を地方自治体又はそれに準ずる公益法人、団体、法第6条に規定する協議会等との間で元請として締結した実績をいずれか1件以上有すること。

4 評価基準

別表のとおり

5 スケジュール等

実施内容	実施期間または期日
公募開始	6月24日（金）
参加表明書の提出期間	6月24日（金）～7月6日（水）
質問受付期間	6月24日（金）～30日（木）
質問回答期日	7月4日（月）
企画提案提出要請書の通知	7月8日（金）
企画提案書等の提出期限	7月22日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	7月26日（火）
特定結果の通知	7月27日（水）
業務内容の最終打ち合わせ	別途通知
契約	8月上旬（予定）

6 質問の受付、回答

(1) 受付期間

令和4年6月24日（金）から30日（木）午後5時まで

(2) 提出方法 電子メールで事務局アドレスに送付する。※到着確認を必ず行うこと。

(3) 提出様式 別紙様式7 「質問書」による。

(4) 回答方法 7月4日（月）午後5時までに日向市ホームページ上で公開する。

(5) その他

① 表題は、「日向市地域公共交通計画作成業務委託に関する質問」と明記する。

② 質問の内容を確認するため本市から問い合わせる場合がある。

③ 質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

7 参加表明手続

(1) 提出期限 令和4年7月6日（水）午後5時まで

(2) 提出方法 事務局へ持参又は特定記録郵便にて必着のこと。

(3) 提出書類 資料は全て日向市公式ホームページからダウンロードすること

<http://www.city.hyuga.miyazaki.jp>

提出書類	様式等		提出部数等
参加表明書類	様式1	参加表明書	原本1部 (クリップ留め) 写し1部 (ホッチキス留め)
	様式2	会社概要	
	様式3	委任状(必要な場合のみ)	
	様式4	業務実績	
	様式5	業務実施体制	
	様式6	予定技術者調書	

(4) 参加表明書類の記載に関する留意事項

- ① 様式規格は、A4規格・縦のみとし、A3規格の折り込みは不可とする。
- ② 文字サイズは、11pt以上とする。
- ③ 参加表明書類による用語は、日本語に限ること。
- ④ 各種様式の記載は、次のとおりとする。
 - ・様式1 参加表明書：参加希望者の必要事項を記載し、押印すること。
 - ・様式2 会社概要：会社名、所在地等を記載すること。
*企業概要や実施業務分野等を記載したパンフレット等の資料があれば提出すること。
 - ・様式3 委任状：委任状が必要な場合において提出すること。
 - ・様式4 業務実績
参加希望者の締結した過去5年間(平成29～令和3年度)の、法第5条に規定する「地域公共交通交通計画」又はそれに類する交通計画の作成を地方自治体又はそれに準ずる公益法人、団体、法第6条に規定する協議会等との間で元請として締結した実績実績を3件まで記載すること。
業務実績は、直近のものから記載すること。
記載した業務実績について実績証明書等(契約書の写しでも可)を提出すること。
 - ・様式5 業務実施体制
本業務遂行に対する技術者の業務別配置計画等を記載すること。
 - ・様式6 予定技術者調書
配置予定の管理技術者及び担当技術者について「同種又は類似業務実績」等について記載すること。なお、記載した業務実績について、その業務に配置予定技術者が従事したことが確認できる資料(例えば業務計画書の表紙及び業務に従事していたことが確認できるページ)等の写しを提出すること。

8 企画提案書等提出手続き

参加資格審査を経て企画提案書提出依頼を受けた者は、以下の手続きで提案書等を提出してください。

- (1) 提出期限 令和4年7月22日(金)午後5時必着
- (2) 提出場所 日向市地域公共交通会議
(事務局：日向市総合政策部総合政策課広域連携推進係)
- (3) 提出方法 持参又は特定記録郵便
- (4) 提出書類 下記のとおり

提出書類	様式等		提出部数等
企画提案書等	様式 8	企画提案書	原本 1 部 (クリップ留め) 写し 6 部 (左側 2 か所ホッチキス留め)
	様式 任意	① 技術提案書	
		② 業務工程	
		③ 見積書	1 部

(5) 技術提案書の作成に関する留意事項

- ① 様式規格は、A4規格を基本とし、仕様書の「2 業務内容」に記載されている各業務及び仕様書等に記載のない自由提案についての提案書を作成すること。
- ② 文字サイズは、11pt 以上とする。
- ③ 図、絵、写真等の使用は、可とする。
- ④ 技術提案書に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

(6) その他留意事項

- ① 提案書提出後の資料追加・訂正は、認めません。
- ② 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とします。
- ③ 提案書等の著作権は提案者に属しますが、必要な範囲で複写することがあります。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等提出後、参加者からの企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施します。コロナ禍の状況により、インターネットを活用したオンラインで行う場合もあります。

なお、企画提案書を提出する者が多数の場合は、事前に提案書に基づいた書類審査を行ったうえで上位 4 者程度を選考し、プレゼン等への参加を求めます。

(1)開催日 令和 4 年 7 月 26 日 (火) 予定 ※詳細な時間等は別途通知する。

(2)時間構成 発表時間：35 分程度 (プレゼン 20 分以内、ヒアリング 15 分以内)

(3)留意事項

- ①プレゼン等に出席する者は、4 人以内 (パソコン操作員含む) とし、担当技術者の出席は必須とする。
- ②パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。
- ③プレゼン等の順番は、企画提案書の提出順とする。
- ④プレゼン等に出席しない場合は、採点を行わない。

10 審査

(1) プロポーザル参加要請者の選定及び提案書の特定に係る審査は、日向市地域公共交通会議委員等で組織するプロポーザル審査会で行います。

※なお、提案書を提出した事業者が 1 社のみの場合にあっても、プレゼン等を実施の上、当該事業者の選定の可否を決定します。

- (2) プロポーザル参加要請者の選定結果については、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知します。
- (3) 提案書の特定結果については、特定された者にはその旨を、特定されなかった者にはその旨及び理由を、「結果通知書」により通知します。
- (4) 審査評価の合計点が満点の6割に満たない場合は、最優秀者もしくは次順位者の選定を行わない。

1.1 無効となる参加表明書又は提案書等

参加表明書又は提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがあります。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

1.2 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格となることがあります。

- (1) 本公告に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) ヒアリング時に担当技術者が欠席した場合
- (3) ヒアリング時に追加資料等を提出した場合
- (4) その他審査会が不適格と認めた場合

1.3 契約手続

審査の結果、最も優れた提案書の提案者と契約の交渉（提案書の修正協議を含む。）を行います。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行います。

1.4 その他

本公告に定めのない事項については、日向市プロポーザル方式実施要綱（平成21年日向市告示第128号）の規定に準じるものとします。

1.5 問い合わせ先

〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号（本庁舎2階）

日向市地域公共交通会議 事務局

（日向市総合政策部総合政策課広域連携推進係）担当：葉上・矢野

TEL：0982-52-2111（内線2212） FAX：0982-54-8747

E-mail：sougou@hyugacity.jp